

藤沢市公共的施設等における 受動喫煙防止を推進するための ガイドライン

藤沢市では、受動喫煙のないまちづくりをめざすために、ガイドラインを策定し、推進しています。
子どもたちやタバコを吸わない人たちをタバコの煙から守るために、市民、関係者(団体)の理解
と協力を得ながら、一体となった取り組みを進めます。



藤 沢 市

受動喫煙とは



受動喫煙とは、他人のタバコ※の煙を吸わされることを言います。

タバコの煙には、発がん性物質を含め数多くの有害化学物質が含まれており、喫煙者本人が吸う主流煙より、タバコの先端から発生する副流煙の方が、より多くの有害化学物質を含むことが分かっています。そのため、受動喫煙により、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児突然死症候群などの危険性が高まることが明らかになっています。(参考：平成28年8月「喫煙の健康影響に関する検討会報告書」)

※ガイドラインにおけるタバコには加熱式タバコを含みます。

ガイドラインの目的

タバコによる健康影響から市民を守り、市民の健康寿命の延伸をめざして、さらなる受動喫煙防止対策の推進を図るため、子どもをはじめとする不特定又は多数の者が利用する公共的な空間を有する施設及び場所における受動喫煙のないまちづくりのめざす姿を示し、その実現にむけた取り組みの指針として平成28年に策定しました。

ガイドライン改定の概要【令和7年4月改定】

「藤沢市公共的施設等における受動喫煙防止を推進するためのガイドライン」(以下、「ガイドライン」)は、平成28年10月に施行となり、その後、平成30年7月公布の「健康増進法の一部を改正する法律」及び「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」の改正を踏まえ、一部改定しました。

●主な改定点

- ・ガイドラインが対象とする公共的施設の分類について、健康増進法における第一種施設及び第二種施設に準じて整理しました。
- ・屋外の喫煙場所においても、受動喫煙防止対策として、当該場所への20歳未満の立入りをしないことを記載した標識の掲示を推奨しています。
- ・望まない受動喫煙を防止するため、喫煙をする際の周囲への配慮についての掲示を積極的に進めます。



「敷地内禁煙」の標識



「受動喫煙への配慮」の標識

健康増進法の一部を改正する法律(平成30年)【令和2年4月1日全面施行】



望まない受動喫煙を防止するための取り組みは、マナーからルールへと変わります。



多くの施設において
屋内が原則禁煙に

20歳未満の
立入禁止

20歳未満の方は
喫煙エリアへ立入禁止に

喫煙室の
設置が必要

屋内での喫煙には
喫煙室の設置が必要に

標識掲示が
義務付け

喫煙室には
標識掲示が義務付けに

ガイドラインがめざす姿

本市における受動喫煙のないまちづくりのめざす姿は、次のとおりです。

ただし、施設等の状況によって、直ちに対応することが難しい場合は、将来的にはその姿をめざしながら、段階的にその状況に応じた適切な受動喫煙防止対策を行うこととします。

受動喫煙のないまちづくりのめざす姿

20歳未満、妊婦、病気の方 などが多く利用する施設

学校、病院、診療所、歯科診療所、薬局、
児童福祉施設、行政機関の庁舎など

敷地内禁煙



その他の公共性の高い施設

事務所、工場、ホテル・旅館、旅客運送
事業船舶・鉄道、飲食店、ゲームセンター・
カラオケボックスなどの娯楽施設、その他
サービス業を営む店舗など

敷地内禁煙 または 屋内禁煙



子どもをはじめとする不特定又は多数の者が利用する 公共的な場所(屋外)

道路、駅前広場、公園など

禁煙



公共的な場所(屋外)において、禁煙の対策が困難で、喫煙所を設置する場合には、以下の場所から十分距離を置いて設置するなど、受動喫煙防止に十分配慮するようにしましょう。

- 施設の出入口付近
- 利用者が多く集まるような場所
などへの設置はご遠慮ください。



市の管理する施設

市有施設については、平成30年4月より全ての施設において敷地内禁煙を実施しています。
引き続き、利用される市民の皆さんのご理解とご協力をよろしくお願いします。



市民の皆さんへ

健康増進法の改正により、喫煙の際は、望まない受動喫煙を生じさせないよう周囲に配慮することが定められました。

受動喫煙のないまちづくりをめざすために…

- タバコについての正しい知識を持ちましょう。
- タバコを吸わない人は、タバコの煙を避けましょう。

子どもをタバコの煙から守りましょう！

- 20歳未満の方をタバコの煙のあるところに連れて行かない(20歳未満の方は喫煙場所への立入りはできません)
 - 赤ちゃんや子ども、妊婦さんのいる車の中ではタバコを吸わない
- など 皆さんのご協力をお願いします。



事業所・店舗などの方へ

健康増進法の改正により

令和2年4月1日より、多くの人が利用する全ての施設において「原則屋内禁煙」です。
ただし、一定の条件により、屋内に喫煙室等を設置することができます。

	屋内禁煙	屋内一部喫煙可			屋内全面喫煙可 (喫煙可能店)
		喫煙専用室	加熱式たばこ専用喫煙室	喫煙可能室	
喫煙室内の飲食	—	×	○	○	○
20歳未満の入店・立入 (従業員を含む)	—	×	×	×	×
		(喫煙専用室以外は○)	(喫煙室以外は○)	(喫煙可能室以外は○)	
標識の掲示	推奨	必要	必要	必要	必要
掲示場所	施設入口	施設入口及び喫煙室入口			施設入口
表示例					
市への届出	—	—	—	必要	必要

飲食店のみ

(条件を満たす飲食店の経過措置。届出必須)

※喫煙可能店及び喫煙可能室には20歳未満の方を立ち入らせてはなりません。
(従業員や配送作業員等も含まれます。)



受動喫煙のないまちづくりをめざすために…

趣旨をご理解いただき、「ガイドラインがめざす姿」に向け、ご協力をお願いします。

藤沢市では、5つの柱でタバコ対策に取り組んでいます。

- I 受動喫煙防止対策
- II 路上喫煙・タバコのポイ捨て防止対策
- III 禁煙支援対策
- IV 20歳未満の受動喫煙及び喫煙防止対策
- V 市有施設における受動喫煙防止対策

ガイドラインに関する情報は、市のホームページで検索できます。

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kenko-z/kenko/tabako/judokitsuen.html>



【その他関連情報】

「なくそう！望まない受動喫煙」Webサイト

<https://jjudokitsuen.mhlw.go.jp/>



神奈川県公共施設における受動喫煙防止条例について(神奈川県HP)

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/nf5/cnt/f6955/p23021.html>



職場における受動喫煙防止対策について(厚生労働省HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html



発行：藤沢市 健康医療部 健康づくり課
〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1
TEL 0466-25-1111(代表)